

重要

書面提出にあたり留意していただきたいこと

★裁判所に提出された書面は記録の一部となり、他の人から記録を見たり（閲覧）、コピーをとる（謄写）申請があり、裁判所がこれを許可した場合には、提出された書面に記載された情報を他の人が知る可能性があります。また、裁判所に提出された書面は返却できません。

そのため

○他の人に知られることによって、あなたやあなたのご家族の名誉、社会生活における平穏が著しく害されたり、生命、身体又は財産に対して危害が加えられることが予想される情報（「非開示希望情報」といいます。）は申立書等に記載しないでください。どうしても非開示希望情報を申立書等に記載する必要がある場合には、担当職員にご相談ください。

○領収書など第三者が作成した書面のうち非開示希望情報が記載された書面を裁判所に提出する場合には、非開示希望情報を黒塗り等のマスキングをした上でコピーしたものを提出してください。

※ 提出された書面に非開示希望情報が記載されているか否かを裁判所が点検することはありませんので、提出書面に非開示希望情報が含まれていないかどうかを必ずご自身で十分に確認してください。

申立人や本人の住所などを他の人に知られては困る事情がある場合は、申立書には他の人に知られている旧住所などの知られてもよい住所を記載していただき、別途書面の提出が必要となりますので担当職員にご相談ください。